

納本制度審議会  
平成 23 年 7 月 29 日

国立国会図書館長

長 尾 真 殿

納本制度審議会会長

中 山 信 弘

答申

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の  
代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）  
第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の  
見直しについて

本審議会は、平成 23 年 6 月 28 日付け国図収 1106211 号により諮問のあった「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて」を受けて調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき答申する。

## 答申

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和50年国立国会図書館告示第1号）第2項第2号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて

- 1 納入の一括代行事務に要する金額（以下「代行手数料」という。）は、納入資料1点につき150円とすることが適当である。  
この場合、出版物の納入事務を一括して代行する者として国立国会図書館長が指定する者（以下「納入代行者」という。）において、納入漏れの防止に効果的な措置を採るものとする。
- 2 納入代行者が、さらに進んで、組織的・系統的な納入漏れ防止措置を講じ、その実施を国立国会図書館において確認することができた場合には、代行手数料は、納入資料1点につき170円に改定することが適当である。
- 3 上記2の改定に当たっては、国立国会図書館は、事前に当該措置の実施について納本制度審議会代償金部会に報告し、その承認を得るものとする。

### （根拠及び考え方）

- (1) 書籍取次業の委託手数料率（マージン率）<sup>1</sup>を主たる基準値として、これに書籍の平均定価2,363円（平成22年）<sup>2</sup>を乗じ、別途加算される国立国会図書館への送料及び返本率約4割<sup>3</sup>を考慮した。その結果、代行手数料の水準は、納入資料1点当たり150円から170円の範囲と考えることができる（代行手数料水準の算出方法については、別添のとおり）。

---

<sup>1</sup> 書籍取次業の委託手数料率（マージン率）は、平均8～10%とされている（公正取引委員会『書籍・雑誌の流通・取引慣行の現状』（平成20年）, p.11 同委員会ホームページ<<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.july/080724tenpu01.pdf>>）。

<sup>2</sup> 書籍の平均定価は、「日本の出版統計」『出版ニュース』2011年5月中・下旬号による。本体部分のみの価格（税抜価格）である。

<sup>3</sup> 2007年の書籍の返品率（返本率）は、金額基準で39.4%、部数基準で42.6%であった（公正取引委員会、前掲注1, p.1）。

(2) 納入代行者は、納入代行による納入漏れの防止及び事務処理の合理化に関する能力と経験を勘案し、国立国会図書館長が指定する者であるから、国立国会図書館は、代行手数料の改定に当たって、これらの能力の発揮の状況を考慮することが適当である。

現行の代行事務において、納入漏れが相当数発生し、納本督促事務に多くの時間と手間を費やしている事実があり、その原因の一つとして、出版者（社）による納本指定（代行者の再委託の下に納入事務を行う取次会社に対し国立国会図書館に納入すべき書籍を指定すること）に従って納入代行を行っていることが考えられる。

納入漏れの防止に効果的であるかどうかは、代行事務の品質を評価する上で欠かせない基準・尺度であり、代行手数料の決定において考慮すべき要素である。

現行の代行の方式は、納入漏れ防止の効果が不十分であると評価せざるを得ない。出版者（社）及び取次会社担当者の意思・認識に依存しない組織的・系統的な納入代行の方式を採ることが必要であると考える。

このような観点から、代行手数料は、類似業務の手数料、物価上昇率等の要素を勘案しつつ、150 円を下限とし、組織的・系統的な納入漏れ防止措置の導入・実施の状況に応じ、170 円を上限として、決定することが適当である。

組織的・系統的な納入漏れ防止措置としては、例えば、納入代行者が取り扱う全ての書籍等の出版者（社）との間に、出版者（社）から納入代行者に取扱いを委託された書籍のうちの各 1 部を国立国会図書館への納入に充てることを明文に規定した代行納入契約を締結し、その履行の確保に努めることが考えられる。

## 〔別添〕 代行手数料水準の算出方法について

代行手数料改定額の適正価格帯のうち、最高額の 170 円は、〔A〕現在の書籍の郵送料金の最低金額から、送料税込実費を差し引いた金額を税抜価格に換算した金額（142.36 円）と、〔B〕現行の代行手数料額に物価上昇率を乗じた金額（192.12 円）の中間値（167.24 円）を 10 円単位に切り上げた金額である。

また、最低額の 150 円は、〔A〕の金額を 10 円単位に切り上げた金額である〔注〕。

〔注〕 代行手数料を〔A〕の金額未満に設定した場合、送料税込実費を加えた金額が、現在の書籍の郵送料金の最低金額を下回るため、納入の一括代行事務に要する費用を回収する水準に達しておらず適切でないと考えられる。142.36 円を 10 円単位に四捨五入すると 140 円になるが、この金額は上記の理由により適切でないと考えられるため、切り上げの方法を用いた。

代行手数料の金額は、現状では、経費の積算、見積り又は入札的な決定により算出することはできない。このため、①代行手数料の制定時と現在の消費者物価指数を比較し、この間の物価上昇率を現行の手数料に乗じた金額、②出版取次業者が出版者から受け取る平均的な取次手数料（マージン率）、③現在の書籍の郵送料金の最低金額の 3 つの観点から、それぞれ参考価格を算出し、この参考価格を踏まえて、適正な改定額を導出することとした。

各参考価格は、①が 192.12 円、②が 159.97 円～207.23 円、③が 180 円である。

この 3 つの参考価格のうち、最も説得力のある値は、②のマージン率に基づいて算出した金額（159.97 円～207.23 円）であるが、約 4 割という返本率（これに対して国立国会図書館への納入には返本リスクがないこと）を考慮すると、当該金額をそのまま改定額の適正な価格帯とすることには、過払いの懸念がある。

このため、③の郵送料金の最低金額から送料を差し引いた金額（国立国会図書館の場合、送料は代行手数料とは別に納入代行者に支払っているため）を税抜価格に換算した 142.36 円を最低額、①の 192.12 円を最高額とする価格帯の中間値である 167.24 円を 10 円単位に切り上げた 170 円を、改定額の素案として検討した。

170 円という金額については、改定額としておおむね妥当であると

考えられるところ、納入漏れの防止のための抜本的な措置を条件とすれば 170 円でも良いが、現状又は若干の改善のままであれば 150 円若しくは 160 円が妥当ではないかとの指摘もあり得るところである。また、抜本的な納入漏れ防止措置を講じるという条件付きで段階的に手数料額を引き上げる場合には、高い方の金額と低い方の金額に差があることが望ましいとも考えられる。

以上の点を踏まえると、代行手数料の改定額は、170 円を最高額とし、150 円（142.36 円を 10 円単位に切り上げた金額）を最低額とする価格帯の範囲内、すなわち 150 円～170 円とするのが妥当であると考えられる。